

雇用保険制度研究会（第2回）	資料2
令和4年6月20日	

## 第1回研究会で委員から頂いたご指摘に関する資料

# 諸外国の失業扶助制度

(注) 参考レート：1 £ = 167.46円、1 € = 142.42円 (2022年6月10日現在)

	日本	イギリス	ドイツ	フランス
制度名	求職者支援制度	所得調査制求職者手当	失業給付Ⅱ (Arbeitslosengeld Ⅱ)	連帯特別手当 (ASS)
対象者	雇用保険受給中に再就職できないまま支給終了した者、雇用保険の加入期間が足りずに雇用保険の給付を受けられない者、学卒未就職者など	原則として18歳以上年金受給年齢未満の失業者であるイギリス居住者 (ただし16歳及び17歳の者については例外あり)	働くことが可能で生活に困窮している者 (大半は失業給付Ⅰの受給期間が終了した者)	原則、失業給付の受給期間が終了した者 自発的にASSの受給を選択した50歳以上の失業給付 (ARE)対象者
受給要件	<b>【訓練受講の要件】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>公共職業安定所に来所し、求職の申込みを行っている</li> <li>労働の意思と能力がある</li> <li>訓練受講が必要と公共職業安定所が認定</li> </ul> <b>【職業訓練受講給付金の受給要件】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>本人収入が月8万円以下</li> <li>世帯全体収入が月40万円以下</li> <li>世帯全体の金融資産が300万円以下</li> <li>訓練の8割以上出席 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>仕事に就いておらず (または週16時間未満労働)、フルタイムの教育も受けていない</li> <li>就労が可能</li> <li>資産が1万6,000 £ (270万円) 以下</li> <li>収入のある仕事に週24時間以上従事している配偶者がいない</li> <li>受給中の活動計画に合意し、2週間に1度、ジョブセンター・プラスに来所する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>15歳以上法定老齢年金の支給開始年齢未満</li> <li>1日最低3時間の就労ができる者</li> <li>自身の財産や収入を利用しても生計を十分に確保できず、親族や他社等からの支援も得ていない状態であること</li> <li>日常的にドイツに居住していること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>離職前10年間に5年以上就業していたこと</li> <li>実際に求職活動を行っていること (ただし55歳以上の者は免除)</li> <li>手当を申請した時点で、家族手当及び住宅手当を除く月収が一定額 (単身者：1183.7€、カップル：1860.1€、2021.12現在) に満たない。</li> </ul>
給付水準	<ul style="list-style-type: none"> <li>○職業訓練受講給付金 (訓練受講手当) 給付額：月10万円 給付期間：上限1年 (原則)</li> <li>○給付金を受給しても訓練期間中の生活費が不足する場合、給付金に上乗せして資金を融資。</li> <li>・単身者：月5万円</li> <li>・扶養家族を有する者：月10万円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世帯構成、状況 (障害者、年金受給者を含む等) により支給額を決定。</li> <li>・受給者の収入や一定水準以上の資産に応じて減額。</li> <li>・支給期間に関する上限なし。</li> <li>【基準額 (週当たり、2021)】</li> <li>・単身者： 16～24歳 59.20 £ (1万円) 25歳以上 74.70 £ (1.3万円)</li> <li>・カップル (18歳以上)：117.40 £ (2万円)</li> </ul>	<b>【給付基準月額】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・単身者、ひとり親、未成年のパートナーがいる者：446€ (6.4万円)</li> <li>・双方とも成人同士のカップル：401€ (5.7万円) /人</li> <li>・両親と同居する18歳以上25歳未満の者：357€ (5.1万円) 14～17歳：373€ 6～13歳：309€ 0～5歳：283€ (4万円)</li> <li>・支給期間に関する上限なし。</li> </ul>	世帯収入に応じて給付額決定。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・単身者 (月額、2021.12現在) 月収676.4€未満：507.3€ 月収676.4～1183.7€未満：1183.7€との収入の差額 月収1183.7€以上：給付ゼロ</li> <li>・カップル、夫婦 (月額1人当たり) 月収1352.8€未満：507.3€ 月収1352.8～1860.1€未満：1860.1€との収入の差額 月収1860.1€以上：給付ゼロ</li> </ul>
管理運営機構	公共職業安定所 (厚生労働省)、 (独) 高障求機構、訓練実施機関	雇用年金省が管理運営 ジョブセンター・プラス (同省所管の公共職業安定期間) が給付業務	連邦雇用エージェンシー及び地方自治体	規則制定などの制度管理は政府、事業の管理運営は雇用局
財源	<ul style="list-style-type: none"> <li>・失業等給付の労使保険料の一部</li> <li>・国庫負担：給付費の1/2 (原則) ※当分の間27.5%</li> </ul>	全額一般財源	全額一般財源 (ただし、住居費及び暖房費は地方自治体の一般財源)	全額一般財源
実績	訓練受講者数：28,259人 (2021) 職業訓練受講給付金受給者数：13,371人 (2021)	給付者数：12万1千人 (2020) 総支給額：4億4千 £ (740億円) (2020)	失業給付Ⅱ：389.4万人 (2019平均) 社会手当：158万人 (2019.12) 支給総額：142億 € (2兆円) (2019)	受給者数：35万1,500人 (2019末) 支給総額：22.25億 € (3,200億円) (2019)



# ドイツにおけるハルツ改革による失業手当・失業扶助の改革

## ハルツ改革とは

- 1991年の東西ドイツ統一後、10%を超える高い失業率が続き、失業手当・失業扶助の支出金額が膨らむとともに、社会扶助受給者の中に稼働能力があるにもかかわらず就労しない、職業訓練に参加しない者が存在していた。
- 第二次シュレーダー政権において、2002年から、失業者の半減などを目的とする一連の労働市場改革（「ハルツ改革」）実施。
  - 基本理念：失業者の自助努力を呼び起こし、かつ保障を約束する。
  - 内容：
    - ① 職業紹介の効率性の強化：労働者の失業届出義務強化等
    - ② アクティベーションないし失業予防に対する自己責任の強化：失業手当の給付日数削減、失業扶助と社会扶助の統合等
    - ③ 労働市場の柔軟化：労働者派遣法の規制緩和、ミニジョブ・ミディジョブの規制

## 失業手当・失業扶助改革（ハルツ第IV法、2005年1月施行）の概要

- 旧失業手当は「失業給付I」となり、最長32ヶ月から最長18ヶ月に給付日数が削減（ただし、その後の改正で、原則最長24ヶ月まで延長）。短期失業者メイン。
- 旧失業扶助と旧社会扶助の一部が統合され、求職者のための基礎保障として「失業給付II」を創設。長期失業者メイン。稼働能力を有する要保護者は失業給付IIを、稼働能力のない要保護者は社会扶助を受給。 ※失業給付IとIIは併給可能。

### 【改革の評価・今後の課題】

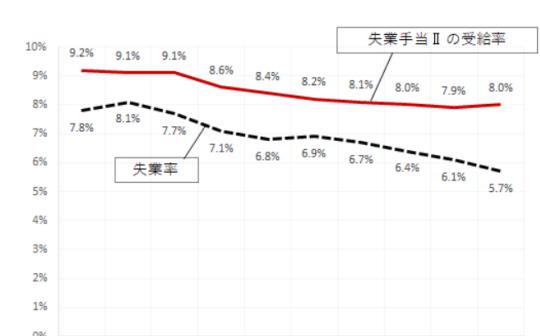
- 失業率低下、失業者数の減少、社会保険加入義務のある雇用者数の増加
- 就業人口に占める長期失業者の手当受給割合は横ばい
- 社会格差拡大の懸念（ミニジョブ固定化）

表3 受給者数等の推移

	現就業者数	失業者数	失業手当I受給者数	失業手当II受給者数	社会手当受給者数	社会扶助受給者数(12.31時点)
2004	38,880,000	43,81,281	1,844,947	2,193,878	1,774,349	273,009
2005	38,835,000	4,860,909	1,728,045	4,981,748	1,954,975	305,979
2006	39,075,000	4,487,305	1,445,224	5,392,166	1,963,463	312,477
2007	39,724,000	3,776,509	1,079,941	5,276,609	1,897,081	324,961
2008	40,279,000	3,267,907	916,989	5,009,872	1,817,393	313,912
2009	40,265,000	3,423,283	1,140,982	4,907,759	1,818,734	319,000
2010	40,483,000	3,244,470	1,022,775	4,894,219	1,602,487	398,000
2015	43,032,000	2,794,664	833,837	4,327,206	1,602,487	398,000

（資料出所）Arbeitsmarkt 2009, S.60 u.S.102；Arbeitsmarkt 2010, S.103の表から作成。社会扶助受給者数は、Statistisches Bundesamtの統計から作成。  
2015年：Arbeitsmarkt 2015, S.61、社会扶助受給者数は、Statistisches Bundesamtの統計から作成。

図表2：失業手当IIの受給率と失業率の推移（2008-2017年）



出所：IAB(2019)



# 参考：ミニジョブの雇用代替効果 <JILPT国別労働トピック2022年5月より> —IAB（ドイツの連邦エージェンシー附属の労働市場・職業安定研究所）の分析から

(注) 参考レート：1ユーロ=142.42円（2022年6月10日現在）

## ミニジョブ・ミディジョブとは

- ミニジョブ（僅少労働）**：パートタイム雇用の一種（アルバイトに近い）で、雇用機会の拡大を目的に導入。  
**平均月収450ユーロ（約6万4千円）以下の場合、社会保険料や所得税などの労働者負担免除※。**  
 ※使用者負担は免除されない。  
 →2013年、ミニジョブ労働者も年金保険への加入が原則として義務付けられたが、労働者自身が使用者に文書で適用除外を申請すると免除される特例があり、加入割合は現状それほど伸びていない。
- ミディジョブ**：ミニジョブの所得制限額を超えると急激に**社会保障費負担**が重くなってしまうため、**一定額までその負担額を緩和する制度。平均月収1300ユーロ（約18万5千円）までの収入制限あり。**

## 評価

- 2019年には700万人以上が本業または副業としてミニジョブに従事していたが、**コロナ危機の2020年には600万人近くまで急減した。** ※ミニジョブが操業短縮手当（日本の雇用調整助成金に相当）の対象外であったことも関連。
- ミニジョブは、小規模企業での利用が多い。（2014年：小企業の従業員の40%、大企業の従業員の10%がミニジョブ。ミニジョブ全体の36%が小企業で勤務。）
- IBAの事業所パネル調査（1999年～2014年）によると、小企業において、**ミニジョブは少なくとも50万人以上の通常雇用（社会保険加入義務のある雇用）を代替した可能性があると推計。**
- IAB見解（2021.2）によると、ミニジョブ制度の導入時に意図された**通常雇用への橋渡し効果は期待よりも小さい。** ミニジョブは低賃金層に属したままであることが多く、自身の保有資格水準を下回る労働環境下にあることが多い。

## シオルツ新政権（2021.12発足）による今後の方針

- 将来的に、ミニジョブの月収上限は、**最低賃金の引き上げに即して、週10時間という基礎時間を設け、月450ユーロから520ユーロ（約7万4千円）に、ミディジョブは同1,300ユーロから1,600ユーロ（約22万7千円）に引き上げる方針。**
- また、ミニジョブが通常雇用の代替として濫用されたり、女性がミニジョブの罠に陥ることを阻止した上で、**ミニジョブ労働者に対する労働法遵守に関する取締を強化。**

# ドイツの失業保険制度「失業給付 I」

※最新の制度と異なる可能性がある

沿革	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1927年：職業紹介・失業保険法制定</li> <li>・1969年：積極的雇用政策を推進するため、職業紹介・失業保険法を抜本的に改正し、雇用促進法制定</li> <li>・1998年：雇用促進法が、社会法典（SGB）第3編に編入</li> </ul>																																															
根拠法令	社会法典第3編（SGBⅢ）																																															
適用範囲	法定老齢年金支給開始年齢未満で、月収450€（64,000円）超の労働者																																															
給付内容	<p>受給要件</p> <p>①離職日前30か月において通算12か月以上の被保険者期間があること（※1）</p> <p>②雇用エージェンシーに失業登録をしていること</p> <p>③労働の意思及び能力があるにも関わらず、失業状態（※2）にある</p> <p>資産調査：なし</p> <p>※1：一定の要件を満たし、離職前30ヶ月において通算6ヶ月以上保険料を納付していれば、失業給付 I を申請できる特例措置が講じられている。（2022.12末まで）</p> <p>※2：就労していないもしくは就労時間が（合算して）週15時間未満であること。就業機会の喪失、当該喪失の解消へ向けた努力、職業紹介への応諾という3点の有無を基準に判断。</p>																																															
給付額	従前の手取賃金の67%（扶養する子がいない場合は60%） ※賃金は、離職日前12か月の収入から算定。																																															
給付日数	失業前5年間の被保険期間及び年齢によって変動。																																															
	<p>表 1-3-4 失業給付 I の給付期間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年齢</th> <th colspan="7">被保険者期間（離職前5年間の月数）</th> </tr> <tr> <th>12か月以上</th> <th>16か月以上</th> <th>20か月以上</th> <th>24か月以上</th> <th>30か月以上</th> <th>36か月以上</th> <th>48か月以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50歳未満</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>50歳以上 55歳未満</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>55歳以上 58歳未満</td> <td>6か月</td> <td>8か月</td> <td>10か月</td> <td>12か月</td> <td>15か月</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>58歳以上</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>18か月</td> <td>24か月</td> </tr> </tbody> </table>	年齢	被保険者期間（離職前5年間の月数）							12か月以上	16か月以上	20か月以上	24か月以上	30か月以上	36か月以上	48か月以上	50歳未満								50歳以上 55歳未満								55歳以上 58歳未満	6か月	8か月	10か月	12か月	15か月			58歳以上						18か月	24か月
年齢	被保険者期間（離職前5年間の月数）																																															
	12か月以上	16か月以上	20か月以上	24か月以上	30か月以上	36か月以上	48か月以上																																									
50歳未満																																																
50歳以上 55歳未満																																																
55歳以上 58歳未満	6か月	8か月	10か月	12か月	15か月																																											
58歳以上						18か月	24か月																																									
待機	なし																																															
給付制限	合理的理由なく、雇用エージェンシーから要求された求職活動等を行わなかった、失業者が就労関係を解消した、職業紹介や面接を拒否した場合、1～12週間の支給停止となる。																																															
給付減額	失業者が失業給付 I の請求権を有している期間につき、週15時間未満の稼得活動を行う場合、その収入は、社会保険料必要経費及び毎月あたり165€（24,000円）の合計額に相当する額が差し引かれる。																																															
給付停止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職業養成訓練扶助、法定年金給付など他の社会保険給付を受給している場合</li> <li>・賃金等を受け取っている場合</li> <li>・労働関係の終了を理由とする退職補償を受け取っている場合</li> </ul>																																															

（注）参考レート：1€=142.42円（2022年6月10日現在）



# ドイツの失業保険制度「失業給付 I」

※最新の制度と異なる可能性がある

部分失業給付	<p>社会保険加入義務のある複数の雇用に従事していた者が、そのうちの1つを失った場合に支給。 基本的には失業給付 I の規定が適用されるが、特別な条件として以下の規定あり。</p> <p>①社会保険加入義務のある雇用に従事し、更に別の社会保険加入義務のある雇用を探している ②離職前2年間において、引き続き従事する雇用とは別に、社会保険加入義務のある雇用に従事していた期間が12ヶ月以上 ③給付期間は一律6ヶ月</p>
費用負担	<p>【保険料】原則、賃金の2.4%（労使折半）（2022年12月まで） 【国庫負担】不足した場合は政府が資金貸付 ※特別立法により当該貸付額を実質政府負担とした例あり</p>
管理運営機構	連邦労働社会省が監督、連邦雇用エージェンシーが運営。保険料徴収は疾病金庫。
受給手続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・失業の申請は、失業者自身が管轄の雇用エージェンシーに対して行う。</li> <li>・通常、失業後になされるが、失業前であっても、今後3ヶ月以内に失業することが見込まれる場合には、失業を申請することが可能。</li> <li>・失業の中断が6週間以上続いた場合や、失業者が労働や自営業、家事労働等を開始し、雇用エージェンシーに遅滞なく通知しなかった場合、申請の効力喪失。</li> </ul>
失業認定の仕組み	<p>オンライン又は対面で失業登録。 失業給付の申請・給付期間中は、雇用エージェンシーへの協力義務が存在し、申請書には事実を記載する必要があるほか、雇用庁の求めがあった場合には本人の出頭、健康診断、心理検査等が必要となる場合がある。 ※失業給付を受けるためには、常時職業紹介所の紹介を受けられる状態（毎営業日、雇用庁から連絡が取れる状態）であることが必要。</p>
実績	受給者数：75万人（2019。前年比 約3万5千人増）、支給総額：150億€（2兆円）（2019）
自営業者に対する措置	<p>原則、自営業者への適用はない。起業支援の一環として、雇用関係に基づき一定期間（過去2年に12か月）失業保険に加入していた者が起業した場合、任意で継続加入が可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料：定額（80.86€（11,500円）/月（2013年））</li> <li>・給付：定額（1,322.7€（18.8万円）/月（大卒）～746.4€（10.6万円）/月（2012年））</li> </ul>
積極的雇用助成措置	①継続職業訓練、②雇入助成金、③職業紹介等のアクティベーション、④創業助成金、⑤労働機会

(注) 参考レート：1€=142.42円（2022年6月10日現在）



# ドイツの失業扶助制度「失業給付Ⅱ」

沿革	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1964年：雇用促進法に失業扶助を規定。</li> <li>・2005年：ハルツ第Ⅳ法により、旧失業扶助と旧社会扶助の一部が統合され、社会法典第2編において求職者のための基礎保障（失業給付Ⅱ）創設。</li> </ul>	
根拠法令	社会法典第2編（SGBⅡ）	
基本理念 「支援と要請」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・稼働能力のある要支援者自身に家族を含めた生計費確保の責任があり、公的な支援を求める前に自己努力や資産処分などあらゆる可能性が尽くされねばならない。（要請の原則）</li> <li>・これが尽くされてもなお支援を必要とする場合、国家の配慮として労働市場への参入のための包括的な援助を受け取る。（支援の原則）</li> </ul>	
給付内容	<p>①就労促進のための包括的な支援：個々の要支援者が雇用エージェンシーのケースマネージャを指名し、労働への参入に必要な給付について契約を締結し、サービス内容（職業訓練、労働機会創出、1ユーロジョブ等）を合意。</p> <p>②金銭給付：失業手当Ⅱ、社会手当等 ③現物（実費）給付：暖房費、住居費等</p>	
失業給付Ⅱ・社会手当	受給要件	<p>①15歳以上法定老齢年金の支給開始年齢未満 ②1日最低3時間の就労ができる者</p> <p>③要扶助性（自身の財産や収入を利用しても生計を十分に確保できず、親族や他社等からの支援も得ていない状態である） ※利用可能な財産は、原則として失業給付Ⅱ請求前に生活費に充当する必要。ただし、年齢1歳毎に150€（2.1万円）（最低3,100€（44万円）、年齢に応じて最高10,050€（143万円）まで）の控除が可能。老後に備えた積立金の場合は、年齢1歳毎に750€（10.7万円）（最高50,250€（716万円））の控除が可能。</p> <p>④日常的にドイツに居住していること （注）参考レート：1€=142.42円（2022年6月10日現在） （注）一定の就労（ミニジョブ、短期労働等）をしながら賃金と基礎保障基準額との差額を受給することや、失業手当Ⅰと併給可能。</p>
	資産調査：あり	
	給付額（月額）	<p>生活維持のための総費用（暖房費・住居費、追加需要給付は除く）が基準給付に含まれており、子どもの数と年齢、パートナーの有無に応じて加算。社会手当は子ども等に対して給付。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・単身者、ひとり親、未成年のパートナーがいる者：446€（6.4万円）、双方とも成人同士のカップル：401€（5.7万円）／人</li> <li>・両親と同居する18歳以上25歳未満の者：357€（5.1万円）、14～17歳：373€、6～13歳：309€、0～5歳：283€（4万円）</li> </ul>
	給付期間	制限なし
給付制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・比較的軽い違反（正当な理由なく相談日にジョブセンターに来ない等）の場合：基準給付が10%減額</li> <li>・無理なく従事できると判断される仕事を紹介され、正当な理由なくその受入を拒否した場合：基準給付が30%減額</li> <li>・同様の違反を2回繰り返した場合：基準給付が60%減額、3回目には失業給付Ⅱの請求権がなくなる。</li> <li>・制裁期間は一律3ヶ月。</li> </ul>	
費用負担	全額一般財源（ただし、住居費及び暖房費は地方自治体の一般財源）	
管理運営機構	①連邦雇用エージェンシーと地方自治体の事務共同機関型②地方自治体が単独ですべてを実施することも可能（実験条項）	
実績	失業給付Ⅱ：389.4万人（2019平均）、社会手当：158万人（2019.12）、支給総額：142億€（2兆円）（2019）	

# フランスの失業保険制度「雇用復帰支援手当（ARE）」

※最新の制度と異なる可能性がある

沿革	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1958年：労使代表の合意により定められた協定を政府が承認する形で、失業保険制度創設。</li> <li>・2001年：失業保険手当の支給と再就職活動の一体化を目的として、受給者が給付機関と「雇用復帰支援プラン（PARE）」を、公共職業紹介機関と「個別就職計画（PAP）」を締結する仕組み導入。</li> <li>・2006年：失業給付受給のために課される求職義務を強化するため、PARE・PAPに代替するものとして、「個別就職計画（PPAE）」の作成・更新が義務化。 ※PPAEは失業保険給付の受給権を持たない求職者にも適用。</li> </ul>
根拠法令	労働法典L.5422-1条及び2011年5月6日の労使協定
適用範囲	民間の賃金労働者
給付内容	<p>受給要件</p> <p>資産調査：なし</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①失業保険に一定期間加入 <ul style="list-style-type: none"> <li>・53歳未満： 離職直前28か月間で88日（610時間）以上</li> <li>・53歳以上： 離職直前36か月間で88日（610時間）以上</li> </ul> </li> <li>②正当な理由なく自己都合退職(辞職)した者ではないこと ※近年、一定の自己都合離職者に適用拡大する動きあり。</li> <li>③就労活動に必要な身体能力があること</li> <li>④雇用局（Pôle emploi）に求職者として登録されていること</li> <li>⑤求職活動を、実際に、かつ継続的に行っていること (再就職活動の指針となる、「個別就職計画(PPAE：Projet Personnalisé d'Accès à l'Emploi)」に従って行う)</li> <li>⑥原則として年金受給開始年齢に達していないこと</li> </ol>
給付額	<p>離職前の賃金(離職日前12ヶ月の給与をもとに算定した参考給与日額)及び勤務形態(フルタイム、パートタイム等)に基づいて算定。フルタイム労働者の場合、以下のいずれかの高額な方による。</p> <p>①離職前賃金日額の40.4%+12.12€（1,626円）又は②離職前賃金日額の57% <span style="float:right">(注) 参考レート：1€=142.42円 (2022年6月10日現在)</span></p> <p>※最低給付日額は29.56€（3,965円）</p> <p>※最低給付日額が離職前賃金日額の75%を超える場合は、75% <span style="float:right">(2021年7月現在)</span></p>
給付日数	<p>被保険者期間の日数が給付日数となるが、以下のとおり、年齢別で給付日数の上限が設定。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・53歳未満：4ヶ月（122日）～24ヶ月(730日)</li> <li>・53歳以上55歳未満：4ヶ月（122日）～30ヶ月（913日）</li> <li>・55歳以上：4ヶ月（122日）～36ヶ月（1095日）</li> </ul> <p>60歳以上の受給者で、満額老齢年金を拠出期間不足で受給できない者は、最長65歳4ヶ月まで受給可能</p>
待機	なし
給付制限	合理的理由なく雇用センターとの面談への欠席や求人への応募の拒否等、積極的に求職活動を行わない場合には、手当支給の中断（求職者リストからの抹消）、手当の減額等の措置をとることがある。



# フランスの失業保険制度「雇用復帰支援手当（ARE）」

※最新の制度と異なる可能性がある

(注) 参考レート：1€=142.42円（2022年6月10日現在）

給付内容	就労による所得との併給	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1ヶ月に110時間を超えない一時的・限定的な就労であれば、手当受給継続可能。</li> <li>・複数就業者が一部の仕事を失った場合、失職した職業で得ていた月収の70%を超えない収入であれば、残りの仕事を続けながら手当を全額受給可能。ただし、失った職業の賃金を基準に給付額を算定。</li> <li>・就労しながらの手当受給は、支給期間の範囲内で15ヶ月間を限度。</li> </ul>
	給付停止	PPAEの決定・更新に正当な理由なく参加しない場合、求職者リストから登録が抹消され、給付を受給できなくなる。求職者が「合理的な雇用の申し出」を正当な理由無く2回拒絶した場合も同様。
費用負担	<p>【保険料】原則、労働者の給与の4.05%（全額使用者負担）</p> <p>【国庫負担】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般社会税（CSG）の一部を充当…2019年から労働者保険料を廃止する代替。失業保険の財源の37.5%（2019）</li> <li>・保険料収入を超える赤字は、運営機関が発行する債券について政府補償</li> </ul>	
管理運営機構	<p>雇用局（Pôle emploi。公共雇用サービスを遂行する国の公共機関）</p> <p>※制度の立案・財政運営は全国商工業雇用連合（Unédic）</p>	
失業認定の仕組み	<p>毎月1回、雇用局のサイトにおいて求職活動の状況を更新。</p> <p>このほか、個別就職計画（PPAE）に沿った職員との面談等を実施。その際、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・初回の面談については対面での実施が優先（ロックダウン時には遠隔）</li> <li>・2回目以降の面談については対面・遠隔の双方があり得る</li> </ul> <p>※求職者との接触頻度やフォローアップについて、必要性に応じて対応。最も強力なサポートが必要な者には、定期的な対面での面談が必須。</p>	
実績	<p>受給者数：272万人（2020.3末現在）、支給額：350€（4.98兆円）（2019）</p> <p>※旧制度の一律漸減手当、高齢失業者手当の受給者数含む</p>	
自営業者に対する措置	<p>原則、自営業者への適用はない。以下の支給要件を満たす場合、月額800€（11.4万円）（上限）が6ヶ月間支給。</p> <p>支給要件：①少なくとも2年継続して一つの事業に従事。</p> <p>②事業が運営不能になり、所得が前年比で少なくとも30%減少。</p> <p>③申請前2年間のうちどちらか1年間は1万€（142万円）以上の年収があった。</p> <p>④自営業以外の収入が生活保護手当（RSA、月額575.52€（8.2万円）（2022.4現在））を上回らない。</p> <p>⑤積極的に求職活動しており、雇用局に求職登録している。</p>	

資料出典：厚生労働省「2020年海外情勢報告」、JILPT「データブック国際労働比較2022」、JILPT『ドイツ、フランスの労働・雇用政策と社会保障』（2007）、JILPT『失業保険制度の国際比較』（2014）、笠木映里「フランスの雇用政策—近年の動向と日本への示唆」（2011）、JILPT「独立自営業者の失業手当支給条件の緩和」国別労働トピック2022年4月、大来志郎「コロナ危機下におけるフランスの制度改革の行方～失業保険改革編・中～」（2021.12）

# フランスの失業扶助制度「連帯特別手当（ASS）」

※最新の制度と異なる可能性がある

沿革	・1984年：オイルショック後の失業者数の急増を背景に、労使拋出による保険制度と国が負担する連帯制度を明確に分離するため、連帯制度において連帯特別手当を創設。	
根拠法令	労働法典第L5423-1条など	
基本理念	国民連帯の原理に基づき、失業保険制度に基づく手当（ARE）の受給期間を終了した長期失業者や同手当の受給権利のない者に対して、最低限の生活保障を行う。	
給付内容	受給要件	①離職前10年間に5年以上就業していたこと。 ②実際に求職活動を行っていること。
	資産調査：あり	③手当を申請した時点で、家族手当及び住宅手当を除く月収が一定額（単身者：1183.7€（17万円）、カップル：1860.1€（26.5万円）、2021.12現在）に満たない。
	給付額（月額）	世帯収入に応じて給付額（定額）を設定。 ・単身者（月額、2021.12現在） 月収676.4€（9.6万円）未満：507.3€（7.2万円） 月収676.4～1183.7€（16.9万円）未満：1183.7€との収入の差額 月収1183.7€以上：給付ゼロ ・カップル、夫婦（月額1人当たり） 月収1352.8€（19.3万円）未満：507.3€ 月収1352.8～1860.1€（26.5万円）未満：1860.1€との収入の差額 月収1860.1€以上：給付ゼロ  (注) 参考レート：1€=142.42円（2022年6月10日現在）
	給付期間	6ヶ月だが更新可能（更新回数の制限無）。更新時は、収入条件や求職活動の実施条件に適合するか否かの認定審査を実施
	就労による所得との併給	再就職した場合は3ヶ月間受給が認められ、ASSは全額給付される。 4ヶ月以降も就労している場合は、給付停止。 6ヶ月以降は条件を満たせば活動手当が受給できる。
給付停止	PPAEの決定・更新に正当な理由なく参加しない場合、求職者リストから登録が抹消され、給付を受給できなくなる。求職者が「合理的な雇用の申し出」を正当な理由無く2回拒絶した場合も同様。	
費用負担	全額一般財源	
管理運営機構	規則制定などの制度管理は政府、事業の管理運営は雇用局（Pôle emploi）	
実績	受給者数：35万1,500人（2019末現在）、支給総額：22.25億€（3,170億円）（2019）	

# イギリスの失業保険制度「拠出制求職者手当（JSA）」

沿革	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1911年：国民保険制度の導入に伴い、失業給付創設。</li> <li>・1948年：ベバリッジ報告を基礎として改正。労働者全般に適用。</li> <li>・1996年：求職者法を制定し、保険料拠出を要件とする現行の拠出制求職者給付（JSA）を導入。</li> </ul>	
根拠法令	求職者法	
適用範囲	原則18歳以上、年金受給年齢※未満のイギリス居住者 (但し16歳及び17歳の者については例外がある) ※66歳（2020.12現在）	
給付内容	受給要件	①就業していないこと、又は週平均労働時間が16時間未満であること ②フルタイムの教育を受けていないこと ③就労可能であり、求職活動を積極的に行っていること
	資産調査： なし	④過去2年度間に、①いずれか1年について被用者として国民保険料を26週分納付し、②両年度に被用者として同保険料を50週分納付したか又は免除を受けたこと ⑤受給中の活動計画（求職者協定）に合意し、定期的に（2週間に1度等）ジョブセンター・プラスに来所してアドバイザーと面談を行うこと
	給付額	16～24歳：週59.20 £（9,914円） 25歳以上：週74.70 £（12,509円） (2021年)
	給付日数	最長182日(26週)
	待機	最大7日間
	給付制限	正当な理由なく求職活動を拒否する等求職者協定に違反した場合、1～26週間、給付が停止される措置がある。
	給付減額	パートタイム労働による一定額以上の収入がある場合や週50 £（8,373円）以上の年金を受給している場合には、収入を得た分に相当する額が減額される。
	給付停止	就職先の選択、職業訓練、就職先の確保又は雇用の維持につながるとジョブセンター・プラスが判断する週16時間以上のフルタイム活動に参加する場合、給付停止（別途、同額の訓練手当あり）

(注) 参考レート：1 £ = 167.46円（2022年6月10日現在）

# イギリスの失業保険制度「拠出制求職者手当（JSA）」

費用負担	<p>【保険料】国民保険料※として徴収。賃金の25.8%（被用者:12.0%、事業主:13.8%）（2021年） ※国民保険は、年金を中心とした、失業等に係る給付を総合的・一元的に行う制度。</p> <p>【国庫負担】原則なし</p>
管理運営機構	雇用年金省が管理運営 ジョブセンター・プラス（同省所管の公共職業安定機関）が給付業務
受給手続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ジョブセンター・プラスに設置されたパーソナル・アドバイザーとの面談を通じて求職者協定を作成・合意。</li> <li>・オンライン申請も可能であり、オンライン申請の場合は申請から10日以内に連絡がなされる。電話でのやりとりを通じて求職者協定を作成・合意。</li> </ul> <p>※求職者協定の内容：①企業への週当たりの申込書の送付数②企業への訪問数・電話回数③ジョブセンター・プラスへの連絡回数④どの新聞・業界紙の求人広告をどの程度の頻度でチェックするか⑤どの職業紹介業者に登録して何度連絡するか など</p>
失業認定の仕組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1～2週間に1度、ジョブセンター・プラスに来所し、アドバイザーの面談により求職活動の実施状況についてチェックを受けることが義務づけられている。</li> <li>・仕事の開始や収入の変化など、状況の変化があった場合にはジョブセンター・プラスに報告する必要があるが、当該報告は電話等で行うことが可能。</li> <li>・失業から13週・26週経過時には、通常の面談とは別にレビュー・ミーティングを実施し、求職者協定の見直し等を行う。あわせて、26週経過時に活動計画を策定し、求職者にはこれに沿った活動を義務付けられる。</li> </ul>
実績	<p>受給者数：6.2万人（2018年） 支給総額：1億£（167億円）（2019年）</p>
自営業者に対する措置	・JSAについて自営業者は適用外。（別途、普遍的給付（universal credit）による手当の対象となる可能性あり）

（注）参考レート：1 £ = 167.46円（2022年6月10日現在）

資料出典：厚生労働省「2020年海外情勢報告」「2009-2010海外情勢報告」、  
JILPT「データブック国際労働比較2022」「ドイツ・フランス・イギリスの失業扶助制度に関する調査」（2010）、  
樋口英夫「イギリスの失業者支援政策」（2013）、GOV.UK「Jobseeker's Allowance(JSA)」

# イギリスの失業扶助制度「所得調査制求職者手当」

沿革	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1948年：低所得層一般を対象とする国民扶助に、所得調査を伴う失業扶助（1934年導入）が統合される。</li> <li>・1996年：求職者法を制定し、非拠出（資産要件等あり）の所得調査制求職者手当を導入。</li> </ul> <p>※従来の低所得者向け給付を統合する制度として、普遍的給付（universal credit）が2013年以降段階的に導入（2023年に完了予定）。所得調査制求職者手当もこれに統合される。なお、2018年12月より、新規受給申請者は原則、所得調査制求職者手当の申請はできず、普遍的給付の申請をすることとなっている。</p>
根拠法令	求職者法
基本理念	拠出制求職者手当（JSA）の受給ができない失業者がその主たる対象であり、失業保険と公的扶助との中間的な性格。
給付内容	<p>受給要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①仕事に就いておらず（または週16時間未満労働）、フルタイムの教育も受けていない</li> <li>②就労が可能</li> </ul> <p>資産調査：あり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>③資産が1万6,000 £（268万円）以下</li> <li>④収入のある仕事に週24時間以上従事している配偶者がいない</li> <li>⑤受給中の活動計画（求職者協定）に合意し、定期的に（2週間に1度等）ジョブセンター・プラスに来所してアドバイザーと面談を行うこと</li> </ul>
給付額（月額）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世帯構成、状況(障害者、年金受給者を含む等)により支給額を決定。</li> <li>・受給者の収入や一定水準以上の資産に応じて減額。</li> </ul> <p>【基本額（週当たり、2021年）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・単身者：16～24歳 59.20 £（9,914円） 25歳以上 74.70 £（12,509円）</li> <li>・カップル（18歳以上）：117.40 £（19,660円）</li> </ul>
給付期間	制限なし（年金受給年齢※まで） ※66歳（2020.12現在）
給付制限	正当な理由なく求職活動を拒否する等求職者協定に違反した場合、1～26週間、給付が停止される措置がある。
費用負担	全額一般財源
管理運営機構	雇用年金省が管理運営 ジョブセンター・プラス（同省所管の公共職業安定機関）が給付業務
実績	給付者数：12万1千人（2020年） 総支給額：4億4千 £（737億円）（2020年）

（注）参考レート：1 £ = 167.46円（2022年6月10日現在）

# 雇用保険の適用労働者に係る過去の議論（年収要件廃止時）

## 雇用保険部会報告書（平成11年12月10日）（抄）

### ○短時間労働者、登録型派遣労働者に係る適用基準の改正

- ・ 雇用就業形態の多様化に対応して、短時間労働者、登録型派遣労働者に係る適用基準を適用拡大の方向で見直す必要がある。具体的には、これら労働者が、収入の多寡によらず経済社会における重要な労働力であることが反映されるよう、年収要件に係る基準を廃止することとする。

## 当時の雇用保険部会における主な意見

- ・ 経験則的に言えば、労働市場に一旦出ると、家計を担うか家計補助であるかということは別にして、引き続き働くという意欲も能力も続く。所得で制限して、保険を適用する、適用しないというのは、特に雇用保険については意味は無いのではないか。
- ・ 年収というのは、「時間当たり給与×年間労働時間」によって決まってくるわけで、もうすでに上のほうで、期間と週当たり時間は決めているわけです。そうしますと年収で縛って90万円とやった場合、これによって時間当たり賃金の低い人たちを排除していくという思想になりやすいことは、ひとつ危惧するところです。
- ・ パートの賃金は、法定最賃に引っ張られているところが大きいのです。90万に満たないというのは、相当労働時間の短い人でしょうけれど、最賃の低い地域におけるパートの人たちは、それでも年収90万円という線引きによって、東京では適用されるけれど、地方では適用されないということが出てくるわけです。やはりそういう線引きの仕方はふさわしくないのではないか。
- ・ 計算しやすいように24時間、4週、それが12ヶ月とすると57万6,000円ということなのです。1年間をクリアし、かつ週24時間をクリアしても、収入として雇用保険を受けられないというのはどう見ても整合性がない。せめて、今度は90万円ではなくて、最賃をベースとしたような制度設計をしていただいて、そこをクリアした方に関しては雇用保険を適用させよう、という考え方あたりで落としていただければと思っています。
- ・ 最近起こっている事象というのは、平均賃金がパートと一般労働者との間で、時間給ベースで広がってきているということがあります。その1つの要因というのが、どうも私は年収の制約、壁があるような気がしています。年収というのは両方を調整させる可能性がある。時間を調整させるだけではなくて、給与のアップに対するインセンティブを引き下げてしまうという、変なものになっているということを考えると、ほかの制度に先んじて、年収は要件から外したほうがいいのではないかと思うところがあります。

# 適用労働者の範囲の変遷

## 昭和50年～

- ・ 所定労働時間：通常の労働者のおおむね4分の3以上かつ22時間以上
- ・ 年収：52万円以上
- ・ 雇用期間：反復継続して就労する者であること



## 平成元年～

- ・ 週所定労働時間：22時間以上
- ・ 年収：90万円以上
- ・ 雇用期間：一年以上（見込み）



## 平成6年～

- ・ 週所定労働時間：20時間以上
- ・ 年収：90万円以上
- ・ 雇用期間：一年以上（見込み）



## 平成13年～

- ・ 週所定労働時間：20時間以上
- ・ 年収：~~（年収要件を廃止）~~
- ・ 雇用期間：一年以上（見込み）



## 平成21年～

- ・ 週所定労働時間：20時間以上
- ・ 雇用期間：6か月以上（見込み）



## 平成22年～

- ・ 週所定労働時間：20時間以上
- ・ 雇用期間：31日以上（見込み）

(参考)失業保険法時代の適用基準:①所定労働日が、通常の労働者のそれと同様であること。②一日の所定労働時間が、原則として、おおむね、6時間以上であること。

③常用労働者として雇用される見込みの者であること。④賃金の月額が一定額以上であること。

⑤労働時間及び賃金を除くその他の労働条件が、当該事業所の通常の労働者のそれと、おおむね、同様であること。⑥他の社会保険において被保険者として取り扱われていること。

## 育児休業給付の給付額設定の考え方

### 雇用保険法コメントール（抄）

当初育児休業給付の給付率は、育児休業基本給付金と育児休業者職場復帰給付金を合わせて休業前賃金の二五パーセントになっていたが、これは、離職して求職者給付を受給する者との均衡等を考慮し、制度創設当時の出産期の女性が失業した場合の求職者給付の平均給付額と一〇ヶ月分（一年から健康保険法に基づく出産手当金の支給期間である二ヶ月を差し引いたもの。）の育児休業給付の給付額とが同程度となるよう設定したものである。